

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第84号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 こども元気ランドの項中「午後6時まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から」を削り、同表子育て図書館の項中「午後8時30分」を「午後7時」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)